

3つのプランから  
お選びいただけます。

入院給付金(①②③)の補償開始について	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目
入院2日目から 補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!				
入院4日目から 補償プランA	補償しません		4日目から補償開始!!			

\*ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

入所・生活介護の方におすすめ

就労\*者の方におすすめ

3泊4日以上入院

1泊2日以上入院

1泊2日以上入院

入院4日目から 補償プランA	入院2日目から 補償プランB*	入院2日目から 補償プランC
8,000円	8,000円	—
3,000円	3,000円	—
1,000円	1,000円	4,000円
5,000円	6,000円	—
100,000円	100,000円	500,000円
4,000~100,000円	4,000~100,000円	20,000~500,000円
3,000円	5,000円	5,000円
2,000円	3,000円	3,000円
30,000円(入院中) 15,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)
1億円	3億円	3億円
—	200万円	200万円
—	5万円	5万円
—	1万円	1万円
—	—	1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)
100,000円	100,000円	—
補償されます	補償されます	補償されます
掛金(1年間)	19,500円	22,000円

補償内容	補償項目	それ ぞれ 補償 期間 中 30 日 限 度
<b>入院給付金</b> (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 (ご注意)・①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・③入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独のご請求はできません。	<b>①付添介護保険金</b> 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき	それ ぞれ 補償 期間 中 30 日 限 度
	<b>②差額ベッド費用</b> 差額ベッド代が生じた日1日につき	
	<b>③入院諸費用</b> 入院1日につき	
	<b>④入院一時金</b> 1入院につき	
<b>死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金</b> 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 (ご注意)・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④と重複してお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	<b>⑤死亡保険金</b>	100,000円
	<b>⑥後遺障害保険金</b> 後遺障害の程度に応じて	4,000~100,000円
	<b>⑦入院保険金</b> 入院1日につき (180日限度)	3,000円
	<b>⑧通院保険金</b> 通院1日につき (90日限度)	2,000円
	<b>⑨手術保険金</b> 1事故につき1回	30,000円(入院中) 15,000円(入院中以外)
<b>個人賠償責任保険金 ※1</b> 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 (ご注意)・被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限り、被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。同一の被保険者が、特定の行為を繰り返す場合や、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となりません。	<b>⑩個人賠償責任補償</b> 1事故あたり支払限度額	1億円
	<b>⑪損害賠償請求費用</b> 1事故あたり支払限度額	—
	<b>⑫法律相談費用</b> 1事故あたり支払限度額 (1回1万円限度)	5万円
<b>弁護士費用等補償</b> 補償期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。また、補償期間中に被保険者が逮捕・拘留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。 (ご注意) 購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。	<b>⑬弁護士接見費用</b> 1事故あたり支払限度額 <b>NEW</b>	1万円
	<b>⑭被害者見舞・治療等費用</b> 見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 被害者の医療処置、入院費用等 葬祭費用	—
<b>⑮損壊財物復旧費用</b>	—	
<b>職業従事事故対応費用補償</b> 職業従事中(職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上は除く。)に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	—	
	<b>⑯損壊財物復旧費用</b>	—
<b>病気で死亡したときの補償</b> 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	<b>⑰疾病葬祭費用保険金</b> 支払限度額	100,000円
	<b>⑱地震・噴火・津波補償</b>	補償されます
<b>地震などによる傷害(ケガ)の補償</b> 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑤死亡保険金、⑥後遺障害保険金、⑦入院保険金、⑧通院保険金、⑨手術保険金が補償の対象となります。	<b>⑲地震・噴火・津波補償</b>	補償されます
	<b>掛金(1年間)</b>	19,500円

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・ご者へお問い合わせください。  
 ※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。  
 注)以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認の上、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償等】注)被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなった場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注)掛金には会費(制度運営費)が含まれています。注)補償プランの各補償項目に「-」と記載がある場合は、補償の対象外となります。

★2020年4月1日時点で満65歳以上(昭和30年4月1日以前に生まれた方)の場合、補償プランBには新規でご加入いただけません。

\*「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。